

前期 第5問

平成2年3月、Aは、大学病院における人間ドックの検査で、血液の異常を指摘され、同病院の診察を受けたところ、多発性骨髄腫であると診断された。多発性骨髄腫とは、当時の医学では不治の病とされており、根治的治療法はなく、進行を遅らせる治療しかできない病である。入院時から、同大学の医師であるYが担当医となった。

Aの妻とその息子は、Aの看病のためできる限り病院に赴いた。入院して1年、Xの病状は悪化し、腎機能障害や高カルシウム血症の症状がひどくなり、妻と息子は、意識がもうろうとして、苦しむXの様子を見て、辛くやるせない感情を抱くようになった。

平成3年4月1日、医師であるXが、Aの担当医として加わった。4月8日、Aの意識レベルが更に低下し、簡単な命令にしか反応しないようになり、しきりにフォーリーカテーテルと点滴を外そうとする不穏行動をとるようになった。妻と息子は、「これ以上苦しむのは見たくない。Aももう死ぬことは分かっているんです。治療をやめてください。」とYに伝えたが、Yは医師として、治療を続ける必要があると言って妻と息子を説得した。この事から、Yと妻らとの間に不穏な空気が流れていたため、Xが前面に出て妻と息子への対応を行うこととなった。Aに対する治療で考えられる手段はほぼ講じられたが、Aの余命は一週間以内と宣告され、いつ死亡してもおかしくない状況であった。

同年4月13日、Aの病状は悪化し、呼び掛けに応じず痛覚反応も見られなくなった。息子は「息子としてやれることは苦しみを少しでも軽減させることだ」と思い、同日午前9時頃、Xに「もう治療をやめてください。自然の状態ですべて死なせてほしい。父の苦しむ姿はもう見てられない、十分考えたことです。父もわかっています。」と言った。Xは何度も説得したが、最後は「わかりました」と諦め、同日午前11時20分、点滴、フォーリーカテーテルを抜いて全ての治療を中止した。

しかし、Aは依然として苦しそうな呼吸を続けていたので、息子が「早く楽にしてくださいよ」とXに言い寄った。そこでXは、同日午後3時、いずれも呼吸抑制の副作用のある鎮静剤ホリゾン、抗精神薬セレネースを通常の2倍量Aに注射した。

なおもAは苦しそうに呼吸を続けていたため、Xは息子に詰問され、息子の要求通りにAの命を引き取らせようと決心した。同日午後8時半、殺意をもって、心停止の副作用のある不整脈治療剤ワラソン、塩化カリウム製剤KCLを希釈することなく注射し、Aを死亡させた。

Xの罪責について検討せよ。

参考判例：横浜地裁平成7年3月28日判決